令和6年3月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
1	報告第　１号	令和５年度高槻市一般会計補正予算（第８号）の専決処分報告について	＜補　正　額＞　９３４，３１６千円 ＜補正後の総額＞　１４３，５６３，１９６千円 ＜繰越明許費補正＞ 住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯給付金事業 ３９０，７９７千円
2	議案第　１号	高槻市手数料条例中一部改正について	＜令和６年３月市議会提出予定条例議案概要（即決分）のとおり＞ （１０ページ参照）
3	議案第　２号	高槻市島本町消防指令センター整備事業契約締結について	＜契約金額＞　１，１５４，６７０，０００円 ＜契　約　先＞富士通Ｊａｐａｎ株式会社関西公共第二ビジネス部 ＜事業内容＞高槻市島本町消防指令センターのシステム整備 ＜契約期間＞議決日から令和８年３月１３日まで
4	議案第　３号	高槻市立小学校教師用指導書購入契約締結について	＜契約金額＞　６９，７５２，９８０円 ＜契　約　先＞有限会社長束興文堂 ＜契約概要＞小学校教師用指導書３，７５５冊 ＜納　　期＞令和６年４月４日まで
5	議案第　４号	高槻市立小学校教師用指導書購入契約締結について	＜契約金額＞　３４，２９４，０４０円 ＜契　約　先＞株式会社堀廣旭堂 ＜契約概要＞小学校教師用指導書１，６２９冊 ＜納　　期＞令和６年４月４日まで
6	議案第　５号	高槻市立小学校教師用指導書購入契約締結について	＜契約金額＞　２４，２５１，７００円 ＜契　約　先＞有限会社長谷川商店 ＜契約概要＞小学校教師用指導書１，２７５冊 ＜納　　期＞令和６年４月４日まで
7	議案第　６号	高槻市立小学校教師用デジタル教科書購入契約締結について	＜契約金額＞　２２，５０３，０９６円 ＜契　約　先＞株式会社堀廣旭堂 ＜契約概要＞小学校教師用デジタル教科書３３６個 ＜納　　期＞令和６年４月４日まで

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
8	議案第　７号	令和５年度高槻市一般会計補正予算（第９号）	＜補　正　額＞　△１，３５９，３４２千円 ＜補正後の総額＞　１４２，２０３，８５４千円 ＜継続費補正＞ 富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備事業の総額及び年割額の補正 （補正前）　（補正後） 総額　１，２４８，０００千円　１，２２３，４９６千円 ５年度　２９５，０００千円　２７０，４９６千円 ６年度　９５３，０００千円　９５３，０００千円 ＜繰越明許費補正＞ 別表繰越明許費補正のとおり ＜債務負担行為補正＞ 新型コロナウイルスワクチン接種事業の期間及び限度額設定 令和５年度から令和６年度　１４，６００千円 ＜地方債補正＞　１，５０４，５００千円 （７ページ参照）
9	議案第　８号	令和５年度高槻市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	＜補　正　額＞　１０８，６６５千円 ＜補正後の総額＞　３７，５７７，０３０千円 （８ページ参照）
10	議案第　９号	令和５年度高槻市介護保険特別会計補正予算（第２号）	＜補　正　額＞　△８２４，５５１千円 ＜補正後の総額＞　３３，３２８，０４０千円 （８ページ参照）
11	議案第　１０号	令和５年度高槻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	＜補　正　額＞　３１，３９２千円 ＜補正後の総額＞　７，４１９，８９８千円 （８ページ参照）
12	議案第　１１号	令和５年度高槻市下水道等事業会計補正予算（第３号）	＜項　目＞　＜補正額＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　△６１，７８３千円　９，１０６，３４１千円 収益的支出　△１８３，８３５千円　８，９１８，５０４千円 資本的収入　△１５７，９０９千円　１，１６９，０９９千円 資本的支出　△１８１，４２８千円　４，３７１，７６４千円 ＜企業債補正＞　△１９１，３００千円 （８ページ参照）

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
13	議案第　１２　号	令和５年度高槻市自動車運送事業会計補正予算（第３号）	＜　項　目　＞　＜　補　正　額　＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　△１５，１８１千円　３，６６４，８５３千円 収益的支出　４２，２０５千円　３，７５１，４４０千円 資本的収入　２５，６１９千円　２６，７１９千円 （８ページ参照）
14	議案第　１３　号	令和５年度高槻市水道事業会計補正予算（第４号）	＜　項　目　＞　＜　補　正　額　＞　＜補正後の総額＞ 収益的収入　７０４千円　６，５１７，５１９千円 収益的支出　△２６４，２２４千円　５，９４０，６００千円 資本的収入　１５，８００千円　６０６，１３１千円 ＜　企　業　債　＞　７，９００千円 （８ページ参照）
15	議案第　１４　号	高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例中一部改正について	＜令和６年３月市議会提出予定条例議案概要（委員会付託分）のとおり＞ （１０～１９ページ参照）
16	議案第　１５　号	高槻市火災予防条例中一部改正について	
17	議案第　１６　号	高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について	
18	議案第　１７　号	高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について	
19	議案第　１８　号	高槻市印鑑条例中一部改正について	
20	議案第　１９　号	高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例廃止について	
21	議案第　２０　号	高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例制定について	
22	議案第　２１　号	高槻市手数料条例中一部改正について	
23	議案第　２２　号	高槻市建築基準法施行条例中一部改正について	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容
24	議案第　２３ 号	高槻市営住宅条例中一部改正について	＜令和６年３月市議会提出予定条例議案概要（委員会付託分）のとおり＞ （１０～１９ページ参照）
25	議案第　２４ 号	高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例等中一部改正について	
26	議案第　２５ 号	高槻市国民健康保険条例中一部改正について	
27	議案第　２６ 号	高槻市介護保険条例中一部改正について	
28	議案第　２７ 号	高槻市子どもの医療費の助成に関する条例及び高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中一部改正について	
29	議案第　２８ 号	高槻市立幼稚園条例中一部改正について	
30	議案第　２９ 号	高槻市立療育センター条例及び高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例中一部改正について	
31	議案第　３０ 号	高槻市水道事業の設置等に関する条例及び高槻市水道事業条例中一部改正について	
32	議案第　３１ 号	高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例中一部改正について	
33	議案第　３２ 号	高槻市企業立地促進条例中一部改正について	
34	議案第　３３ 号	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	
35	議案第　３４ 号	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容	
36	議案第　３５号	高槻市道路線の認定について	＜　認　定　＞宮之川原５２３号線　ほか４路線　３６７．０１ｍ	
37	議案第　３６号	令和６年度高槻市一般会計予算	＜　総　額　＞　１４０，４１０，９８７千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり ＜　地　方　債　＞　４，５３０，１００千円	令和６年度主要予算内容については別ファイルを参照
38	議案第　３７号	令和６年度高槻市国民健康保険特別会計予算	＜　総　額　＞　３５，５０２，０９４千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり	
39	議案第　３８号	令和６年度高槻市介護保険特別会計予算	＜　総　額　＞　３６，００７，３４７千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり	
40	議案第　３９号	令和６年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	＜　総　額　＞　７，９０３，１８３千円 ＜債務負担行為＞別表債務負担行為のとおり	
41	議案第　４０号	令和６年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	＜　総　額　＞　２２６，３１３千円	
42	議案第　４１号	令和６年度高槻市財産区会計予算	＜　総　額　＞　４，５３８，８０１千円	
43	議案第　４２号	令和６年度高槻市下水道等事業会計予算	＜　項　目　＞　＜　総　額　＞ 収益的収入　９，００７，０１４千円 収益的支出　８，８１１，２０９千円 資本的収入　１，９５５，８３０千円 資本的支出　４，９５０，５８３千円 ＜　企　業　債　＞　１，２３８，５００千円	
44	議案第　４３号	令和６年度高槻市自動車運送事業会計予算	＜　項　目　＞　＜　総　額　＞ 収益的収入　３，９０８，２７１千円 収益的支出　３，９３５，８８１千円 資本的収入　２３，２０３千円 資本的支出　８６７，８４１千円	

No.	議案番号	付　議　事　項	主　要　内　容	
45	議案第　４４号	令和６年度高槻市水道事業会計予算	＜　項　目　＞　　＜　総　額　＞ 収益的収入　　６，４７３，１０４千円 収益的支出　　５，９４１，５３６千円 資本的収入　　６８１，５１０千円 資本的支出　　２，６００，３９３千円 ＜　企　業　債　＞　　７，８００千円	令和６年度主要予算内容については別ファイルを参照

令和５年度３月補正予算主要内容

種別	事業名等	補正額(千円)	主要内容	
一般会計歳出				
市民生活環境部	戸籍住民基本台帳事務	37,661	●氏名の振り仮名を追加するための戸籍システム・住民基本台帳システムの改修	41,339
健康福祉部	障がい者相談支援	39,807	障がい者相談支援事業に係る消費税等相当額の増	
	障がい者自立支援給付	221,213	短期入所及び就労継続支援に係る扶助費の増	155,792
	障がい者福祉施設整備等補助	28,972	●対象施設の追加	70,200
	感染症予防	△ 740,628	新型コロナウイルス感染症に係る医療扶助費の減など	
	新型コロナウイルスワクチン接種	△ 1,070,612	新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の減など	
子ども未来部	子ども医療助成	113,000	子ども医療助成に係る扶助費の増など	
	こども誰でも通園制度試行的事業	26,172	●こども誰でも通園制度の試行的実施	
	施設型保育給付	364,751	民間認定こども園等の保育給付費の増	
	児童発達支援	195,813	障がい児通所支援に係る扶助費の増	166,760
教育委員会	学校校舎改修	1,249,800	●大規模改修、運動場改修工事など（小学校８校　中学校２校）	
	学校エレベーター設置	150,000	●工事（小学校１校）	
	学校トイレ整備	724,372	●工事（小学校１１校１６か所　中学校５校９か所）	
消防本部	消防施設維持補修	△ 24,504	〔継続費補正〕富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備事業	

補正前			補正後		
総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1,248,000	令和５年度	295,000	1,223,496	令和５年度	270,496
	令和６年度	953,000		令和６年度	953,000

種別	事業名等	補正額(千円)	主要内容	
その他	基金積立等	409,542	公共施設等総合管理基金	8,468
			財政調整基金	385,913
			森林環境譲与税基金	15,000
			など	
	繰出金等	△ 356,945	国民健康保険特別会計	△ 91,335
			介護保険特別会計	△ 205,925
			後期高齢者医療特別会計	△ 19,078
			下水道等事業会計	△ 34,030
			自動車運送事業会計	△ 15,181
			水道事業会計	8,604

種別	事業名等	補正額(千円)	主要内容	
一般会計歳入	地方交付税	729,562	国の補正予算による普通交付税の増	
	国庫支出金	△ 1,250,068	感染症予防事業費負担金	△ 319,463
			新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	△ 556,999
			新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	△ 508,146
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	94,751
			学校施設環境改善交付金	488,232
			など	
	府支出金	△ 583,415	地域医療介護総合確保基金事業費補助金	△ 216,080
			新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	△ 151,192
			など	
	繰入金	△ 2,193,260	財政調整基金	△ 1,012,000
			公共施設等総合管理基金	△ 580,000
			減債基金	△ 600,000
			など	
	諸収入	555,776	競艇事業収入	345,198
			エネルギーセンター電気売払収入	217,000
			生活交通路線維持事業補助金返還収入	42,205
			など	
	市債	1,504,500	公園整備事業債	61,500
			消防施設整備事業債	37,100
			学校等教育施設整備事業債	1,378,000
			など	

●は国の補正予算（第１号）に係る事業

種　　別	事　業　名　等	補正額(千円)	主　　要　　内　　容
国民健康保険特別会計	（歳入）		
	府支出金	200,000	普通交付金の増
	繰入金	△ 91,335	一般会計繰入金の減
	（歳出）		
	保険給付費	200,000	一般被保険者療養給付費の増
	保健事業費	△ 21,091	決算見込みによる委託料の減など
	償還金	37,643	過年度分国庫負担金等の精算返還
	還付金	5,000	過年度分保険料過誤納還付金
介護保険特別会計	（歳入）		
	国庫支出金	△ 236,785	給付費等の負担割合に応じた減など
	支払基金交付金	△ 260,177	給付費等の負担割合に応じた減など
	府支出金	△ 121,673	給付費等の負担割合に応じた減など
	繰入金	△ 205,925	一般会計繰入金の減
	（歳出）		
	総務費	△ 77,753	介護認定事務事業費の減など
	保険給付費	0	保険給付費内における組み替え
	地域支援事業費	△ 969,965	介護予防・生活支援サービス事業費の減など
	基金積立金	223,167	介護保険給付費等準備基金積立金の増
後期高齢者医療特別会計	（歳入）		
	保険料	50,470	後期高齢者医療保険料の増
	繰入金	△ 19,078	一般会計繰入金の減
	（歳出）		
	後期高齢者医療広域連合納付金	31,392	後期高齢者医療広域連合への納付金の増
下水道等事業会計	収益的収入	△ 61,783	一般会計負担金の減など
	収益的支出	△ 183,835	流域下水道管理費、業務費の減など
	資本的収入	△ 157,909	下水道事業債の減、受益者負担金の増
	資本的支出	△ 181,428	建設事業費、流域下水道建設負担金の減
自動車運送事業会計	収益的収入	△ 15,181	一般会計補助金の減、福祉乗車券収入の増
	収益的支出	42,205	過年度損益修正
	資本的収入	25,619	バス車両に対する寄附金
水道事業会計	収益的収入	704	一般会計補助金の増
	収益的支出	△ 264,224	動力費の減など
	資本的収入	15,800	水道事業債、一般会計補助金の増

別表　繰越明許費補正

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	文化施設管理運営事業	11,550　千円
	3　戸籍住民基本台帳費	●戸籍事務事業	13,530　千円
		●住民基本台帳事務事業	53,645　千円
3　民生費	1　社会福祉費	住民税非課税世帯等給付金事業（重点支援地方交付金事業）	157,147　千円
		障がい者福祉情報システム改修事業	12,077　千円
		●障がい者福祉施設整備等補助事業	70,200　千円
		高齢者福祉施設整備等補助事業	214,720　千円
	2　児童福祉費	●こども誰でも通園制度試行的事業	26,172　千円
10　教育費	2　小学校費	●小学校校舎改修事業	1,181,260　千円
		●小学校エレベーター設置事業	150,000　千円
		●小学校トイレ整備事業	471,587　千円
	3　中学校費	●中学校校舎改修事業	96,800　千円
		●中学校トイレ整備事業	252,785　千円

●は国の補正予算（第１号）に係る事業

令和６年３月市議会提出予定条例議案概要

＜即決分＞

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>付　議　事　項</th><th>理　由　及　び　要　旨</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>高槻市手数料条例中一部改正について</td><td>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第３４７号）」に基づき、新たに戸籍事務に関する手数料を次のとおり定める。（別表第２関係）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>(1)　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行</td><td>符号１件につき４００円</td></tr>
<tr><td>(2)　除籍電子証明書提供用識別符号の発行</td><td>符号１件につき７００円</td></tr>
<tr><td>(3)　届書等情報の内容の証明書の交付</td><td>１通につき３５０円</td></tr>
<tr><td>(4)　届書等情報の内容を表示したものの閲覧</td><td>１件につき３５０円</td></tr>
</table>
※　(1)又は(2)については、マイナポータルを使用して請求及び発行を行う場合又は同時に戸籍の謄本等の請求を行う場合には、手数料を徴収しないものとする。</td><td>令和６年３月１日から施行する。</td></tr>
</table>

＜委員会付託分＞

<table>
<tr><th>議案番号</th><th>付　議　事　項</th><th>理　由　及　び　要　旨</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>１４</td><td>高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例中一部改正について</td><td>１　「地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号。以下「改正法」という。）」等により会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとなったことを受け、フルタイム会計年度任用職員及び地方公務員共済組合の組合員の資格を有するパートタイム会計年度任用職員に対し、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同等の支給月数の勤勉手当を支給することとするほか、所要の規定整備を行う。（第２条、第８条の２、第１７条の２及び附則第２項関係）
２　人事院勧告（令和５年８月７日付け）等を勘案し、会計年度任用職員の給料額及び報酬額を引き上げる。（別表第１及び別表第３関係）
３　改正法等により関係５条例において引用する法令の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（附則第３項－第５項関係）</td><td>令和６年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>１５</td>
<td>高槻市火災予防条例中一部改正について</td>
<td>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第３４７号）」に基づき、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。（別表第９関係）
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>改 正 後</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td rowspan="8">危険物の貯蔵最大数量</td><td>千キロリットル以上　５千キロリットル未満</td><td>1,450,000 円</td><td>1,180,000 円</td></tr>
<tr><td>５千キロリットル以上　１万キロリットル未満</td><td>1,720,000 円</td><td>1,410,000 円</td></tr>
<tr><td>１万キロリットル以上　５万キロリットル未満</td><td>1,920,000 円</td><td>1,590,000 円</td></tr>
<tr><td>５万キロリットル以上 10 万キロリットル未満</td><td>2,360,000 円</td><td>1,950,000 円</td></tr>
<tr><td>10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満</td><td>2,740,000 円</td><td>2,270,000 円</td></tr>
<tr><td>20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満</td><td>5,640,000 円</td><td>4,550,000 円</td></tr>
<tr><td>30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満</td><td>7,240,000 円</td><td>5,820,000 円</td></tr>
<tr><td>40 万キロリットル以上のもの</td><td>8,790,000 円</td><td>7,070,000 円</td></tr>
</table>
</td>
<td>令和６年４月１日から施行する。</td>
</tr>
<tr>
<td>１６</td>
<td>高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について</td>
<td>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和６年政令第２８号）」に基づき、次のとおり改正を行う。
(1)　消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を９，１００円（現行：８，９００円）に引き上げる。（第５条関係）
(2)　非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のとおり引き上げる。（別表関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">階　級</th><th colspan="3">勤　務　年　数</th></tr>
<tr><th>１０年未満</th><th>１０年以上
２０年未満</th><th>２０年以上</th></tr>
<tr><td>団長及び副団長</td><td>１２，５００円
（１２，４４０円）</td><td>１３，３５０円
（１３，３２０円）</td><td>現行どおり
（１４，２００円）</td></tr>
<tr><td>分団長及び副分団長</td><td>１０，８００円
（１０，６７０円）</td><td>１１，６５０円
（１１，５５０円）</td><td>１２，５００円
（１２，４４０円）</td></tr>
<tr><td>部長、班長及び団員</td><td>９，１００円
（　８，９００円）</td><td>９，９５０円
（　９，７９０円）</td><td>１０，８００円
（１０，６７０円）</td></tr>
</table>
※　括弧内の額は、現行の額
</td>
<td>令和６年４月１日から施行し、同日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用する。</td>
</tr>
</table>

１７	高槻市立総合スポーツセンター条例中一部改正について	利用環境の整備を目的として郡家テニスコートを改修することに伴い、利用者に適切な負担を求める観点から当該テニスコートに係る利用料金の上限額を１時間につき６２０円（現行：５２０円）に引き上げる。（別表第５関係）	規則で定める日から施行する。
１８	高槻市印鑑条例中一部改正について	「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和５年デジタル庁・総務省令第１７号）」により、本条例において引用する命令の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（第１２条関係）	公布の日から施行する。
１９	高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例廃止について	「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）」により、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められ、宅地造成を目的としない盛土についても同法で規制されることとなったことを受け、土砂埋立て等の規制に関し必要な事項を定める本条例を廃止する。	令和６年４月１日から施行する。
２０	高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例制定について	太陽光発電施設の無秩序な設置が自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の防止（以下「自然環境の保全等」という。）にもたらす影響に鑑み、高槻市環境・温暖化対策審議会の答申（令和５年１１月１４日付け）を踏まえ、当該施設の適正な設置を誘導するための基本理念及び必要な手続等について次のとおり定める。 １　基本理念（第２条関係） 本市の自然環境、生活環境及び景観は、市民の長年にわたる努力によって形成されてきたことに鑑み、かけがえのない財産として将来にわたって市民がその恵沢を享受することができるよう、地域の意向を踏まえて、その保全が図られなければならないこととする。 ２　市等の責務（第４条－第７条関係） (1)　市は、自然環境の保全等のため、太陽光発電施設の設置が適切に行われるよう、必要な措置を実施するものとする。 (2)　市民は、市の施策及び本条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならないこととする。	令和６年７月１日から施行する。

		(3)　土地所有者等は、事業区域を適正に管理しなければならないこととする。 (4)　事業者は、関係法令及び本条例を遵守し、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるように事業を実施しなければならないとすることなど事業者の責務を定める。 3　保全区域（第８条関係） 市長は、太陽光発電事業の実施に際して自然環境の保全等を図るために特に配慮が必要な区域を保全区域として指定することができることとする。 4　事前協議等（第１１条及び第１２条関係） (1)　事業者のうち、事業区域に保全区域を含むなど一定の要件を満たす事業を実施しようとする者（以下「特定事業者」という。）は、本条例に基づく届出を行う前に当該事業の計画（以下「事業計画」という。）について、市長と協議しなければならないこととする。 (2)　特定事業者は、事業計画を策定するに当たって、市長が定める基準を遵守しなければならないこととする。 (3)　特定事業者は、事業区域の近隣関係者に対し、事業計画の内容等について説明会を開催するとともに、一部の近隣関係者との間で協定を締結しなければならないこととする。 5　事業計画の届出（第１３条関係） 特定事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、事業計画について市長に届け出なければならないこととするとともに、当該届出の内容が適正であると認める事業者には、受理書を交付するものとする。 6　その他（第１９条－第２１条関係） (1)　指導、助言及び勧告 市長は、自然環境の保全等のために必要があると認められるときは、事業者に対し、必要な措置が講じられるよう指導、助言及び勧告をすることができることとする。 (2)　公表 市長は、事業者が正当な理由なく(1)の勧告に従わなかったときは、氏名及び住所並びに勧告の内容について公表することができることとする。	

２１	高槻市手数料条例中一部改正について	１　「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）」により、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められ、特定盛土等に関する工事の許可等の手続が設けられたことに伴い、次に掲げる手続に係る手数料を定める。（別表第７関係） (1)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可及び完了検査 (2)　土石の堆積に関する工事の許可及び確認 (3)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可 (4)　土石の堆積に関する工事の変更許可 (5)　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査 ２　「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第５８号）」による建築基準法の一部改正により、建築主事を置く地方公共団体に建築副主事を置くことができることとなったことに伴い、所要の規定整備を行う。（別表第９関係） ３　「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）」等により、本条例で引用する法令の題名が改められたことに伴い、所要の規定整備を行う。（別表第１１及び別表第１３関係）	令和６年４月１日から施行する。
２２	高槻市建築基準法施行条例中一部改正について	「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第６９号）」による建築基準法の一部改正等に伴い、次のとおり改正を行う。 (1)　敷地が幅員４ｍ以上の一定の道に２ｍ以上接する建築物のうち、利用者が少数である一定のものについては、特定行政庁の認定により接道規制を適用しないこととされたことを踏まえ、当該認定を受けた長屋において本条例で定める各戸の主要な出入口が接しなければならない道路に、農道その他これに類する公共の用に供する道等を含めることとする。（第８条関係） (2)　耐火建築物の主要構造部について、耐火性能に係る規制が緩和されたことを受け、個室ビデオ店等の建築物の主要構造部が準耐火構造等である場合には避難階又は地上に通ずる直通階段を１とすることができる当該建築物に、特定主要構造部が耐火構造であるものを含めることとする。（第１３条の９関係）	令和６年４月１日から施行する。ただし、(1)は、公布の日から施行する。

<table>
<tr><td></td><td></td><td>(3)　省エネ改修を目的とした既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合の建築の認定に係る手数料を次のとおり定める。（第４４条関係）
<table><tr><th>区　　分</th><th>金　　額</th></tr><tr><td>敷地と道路との関係の建築の認定</td><td rowspan="2">1件につき27,000円</td></tr><tr><td>道路内における建築の認定</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>２３</td><td>高槻市営住宅条例中一部改正について</td><td>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和５年法律第３０号）」により、本条例において引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律における条項の整理があったことに伴い、所要の規定整備を行う。（第６条関係）</td><td>令和６年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>２４</td><td>高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例等中一部改正について</td><td>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第１６号）」により、条例を定めるに当たって従い、標準とし、又は参酌すべき基準が改められ、介護サービス等の提供に当たって緊急やむを得ない理由により身体的拘束等を行った場合の態様等の記録が義務付けられたことを受け、介護給付費の返還請求に係る消滅時効との整合性を図るため、(1)の条例を改正し、当該記録の保存期間を介護サービス等の提供の日から５年間（省令基準：完結の日から２年間）とするほか、次に掲げる３条例において所要の規定整備を行う。
(1)　高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（第１条関係）
(2)　高槻市社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例（第２条関係）
(3)　高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例（第３条関係）</td><td>令和６年４月１日から施行する。ただし、(1)のうち、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションに係る部分は、同年６月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>２５</td><td>高槻市国民健康保険条例中一部改正について</td><td>１　「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３１号）」による国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度に係る経過措置が廃止されたことに伴い、所要の規定整備を行う。（第１条の２等関係）</td><td>令和６年４月１日から施行し、１及び３は令和６年度分の保険料から適用する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>２　大阪府内で統一保険料率が導入されることにより、高槻市国民健康保険運営協議会の担任事務が減少することに伴い、同協議会の委員の人数を次のとおり見直す。（第２条関係）
<table>
<tr><th>委　員　の　選　出　区　分</th><th>改 正 後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>被保険者を代表する委員</td><td>３人</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>保険医又は保険薬剤師を代表する委員</td><td>３人</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>公益を代表する委員</td><td>３人</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>被用者保険等保険者を代表する委員</td><td>１人</td><td>２人</td></tr>
</table>
３　「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１７号）」により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準が改正されたことに伴い、保険料の軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を次のとおり引き上げる。（第２０条の２関係）
<table>
<tr><th>軽　減　世　帯</th><th>改 正 後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>５割軽減の対象となる世帯</td><td>295,000 円</td><td>290,000 円</td></tr>
<tr><td>２割軽減の対象となる世帯</td><td>545,000 円</td><td>535,000 円</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>２６</td>
<td>高槻市介護保険条例中一部改正について</td>
<td>「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第１３号）」により、第１号被保険者の保険料率に関する基準が改められたことを踏まえ、第１号被保険者の区分を次のとおり見直すとともに、令和６年度から令和８年度までの各年度における第１号被保険者に係る保険料率を次のとおり定める。（第４条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">改　　正　　後</th><th colspan="2">現　　行</th></tr>
<tr><th>被 保 険 者 の 区 分</th><th>保険料率</th><th>被 保 険 者 の 区 分</th><th>保険料率</th></tr>
<tr><td>生活保護受給者等</td><td>33,307 円
(20,863 円)</td><td>生活保護受給者等</td><td>33,602 円
(20,161 円)</td></tr>
<tr><td>市民税非課税世帯の者で公的年金等額及び合計所得金額が 120 万円以下のもの等</td><td>43,921 円
(29,281 円)</td><td>市民税非課税世帯の者で公的年金等額及び合計所得金額が 120 万円以下のもの等</td><td>43,683 円
(26,882 円)</td></tr>
</table>
</td>
<td>令和６年４月１日から施行し、令和６年度分の保険料から適用する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td colspan="2">市民税非課税世帯の者（上記を除く。）等</td><td>47,947 円
(47,581 円)</td><td colspan="2">市民税非課税世帯の者（上記を除く。）等</td><td>47,043 円
(43,683 円)</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税課税世帯の者で市民税非課税並びに公的年金等額及び合計所得金額が 80 万円以下のもの等</td><td>62,221 円</td><td colspan="2">市民税課税世帯の者で市民税非課税並びに公的年金等額及び合計所得金額が 80 万円以下のもの等</td><td>57,124 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民税課税世帯の者で市民税非課税のもの（上記を除く。）等</td><td>73,201 円</td><td colspan="2">市民税課税世帯の者で市民税非課税のもの（上記を除く。）等</td><td>67,204 円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">市民税課税者で合計所得金額右欄の額のもの等</td><td>120 万円未満</td><td>84,182 円</td><td rowspan="9">市民税課税者で合計所得金額右欄の額のもの等</td><td>120 万円未満</td><td>77,285 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">190 万円未満</td><td rowspan="2">95,162 円</td><td>125 万円未満</td><td>77,621 円</td></tr>
<tr><td>190 万円未満</td><td>84,005 円</td></tr>
<tr><td>210 万円未満</td><td>102,482 円</td><td>210 万円未満</td><td>90,726 円</td></tr>
<tr><td>320 万円未満</td><td>109,802 円</td><td>320 万円未満</td><td>100,806 円</td></tr>
<tr><td>420 万円未満</td><td>124,442 円</td><td rowspan="2">450 万円未満</td><td rowspan="2">102,151 円</td></tr>
<tr><td>520 万円未満</td><td>139,082 円</td></tr>
<tr><td>620 万円未満</td><td>153,723 円</td><td rowspan="2">600 万円未満</td><td rowspan="2">124,328 円</td></tr>
<tr><td>720 万円未満</td><td>168,363 円</td></tr>
<tr><td>1,000 万円未満</td><td>175,683 円</td><td>1,000 万円未満</td><td>126,344 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の者</td><td>193,983 円</td><td colspan="2">上記以外の者</td><td>141,129 円</td></tr>
</table>
※　括弧内の額は、公費による軽減後の額
</td><td></td></tr>
<tr><td>２７</td><td>高槻市子どもの医療費の助成に関する条例及び高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中一部改正について</td><td>子育て世帯の経済的負担の更なる軽減を図るため、次に掲げる２条例に基づく医療費助成制度（ひとり親及び養育者に係るものを除く。）について、一部自己負担額（現行：１医療機関５００円以内）を廃止するとともに、所得の多寡にかかわらず入院時食事療養費に相当する額を助成することとする。
(1)　高槻市子どもの医療費の助成に関する条例（第１条関係）
(2)　高槻市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（第２条関係）</td><td>令和７年４月１日から施行し、同日以後の医療に係る医療費について適用する。</td></tr>
</table>

２８	高槻市立幼稚園条例中一部改正について	第２次高槻市立認定こども園配置計画に基づき認定こども園への移行を予定している幼稚園のうち、園児数が減少している５幼稚園（市立阿武野幼稚園、市立芥川幼稚園、市立北清水幼稚園、市立五百住幼稚園及び市立松原幼稚園）について、幼児教育の適正規模を維持するため、小学校就学の始期前３年（現行：２年）の幼児が入園できることとする。（第４条関係）	令和７年４月１日から施行する。
２９	高槻市立療育センター条例及び高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例中一部改正について	「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）」により、障がいの種別により医療型と福祉型に区分されていた児童発達支援の区分が廃止されたことに伴い、次に掲げる２条例について所要の規定整備を行う。 (1)　高槻市立療育センター条例（第１条関係） (2)　高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（第２条関係）	令和６年４月１日から施行する。
３０	高槻市水道事業の設置等に関する条例及び高槻市水道事業条例中一部改正について	「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第３６号）」による水道法の一部改正等により、水道整備・管理行政に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣又は環境大臣の権限に改められることに伴い、次に掲げる２条例について所要の規定整備を行う。 (1)　高槻市水道事業の設置等に関する条例（第１条関係） (2)　高槻市水道事業条例（第２条関係）	令和６年４月１日から施行する。
３１	高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例中一部改正について	「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第６８号）」による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、条例を定めるに当たって従うべき基準が改められたため、改正後の当該基準に従い、風致地区内において許可又は協議を要する行為に発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを加える。（第３条関係）	公布の日から施行する。
３２	高槻市企業立地促進条例中一部改正について	「統計法第２８条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和５年総務省告示第２５６号）」により、本条例で引用する日本標準産業分類が新たに定められたことに伴い、所要の規定整備を行う。（別表第１関係）	令和６年４月１日から施行する。

３３	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	高槻市芥川城跡調査委員会において、新たに芥川城跡の保存活用について調査審議するため、同委員会の名称を「高槻市芥川城跡保存活用検討委員会」に改め、担任事務に保存活用に関する事務を加えるとともに、委員の人数の上限を７人（現行：５人）以内とする。（別表及び附則第２項関係）	公布の日から施行する。
３４	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	１　教育委員会からの諮問に応じ、本市における義務教育学校の設置その他学校教育の在り方について調査審議するため、教育委員会の附属機関として、高槻市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を次のとおり設置する。（別表関係） (1)　審議会は、委員１５人以内で組織する。 (2)　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 ア　学識経験のある者 イ　関係団体を代表する者 ウ　市立の幼稚園若しくは認定こども園に在籍する幼児、市立の小学校に在籍する児童又は市立の中学校に在籍する生徒の保護者 エ　市立の幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校に勤務する教育職員 オ　市民 (3)　審議会の委員の任期は、当該諮問に係る調査審議の期間中とする。 ２　１に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について次のとおり改正を行う。（附則第２項関係） 審議会の委員の報酬は、日額９，１００円とする。	令和６年４月１日から施行する。

予　算　の　比　較　表　等

１．各　会　計　対　前　年　度　比　較　表

（単位　：　千円）

会計別		令和６年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和５年度 ６月補正後予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 ６月補正後比較 (A)−(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)−(C) (E)	増減率 (E)/(C)
一般会計		140,410,987	% 55.8	136,992,999	% 55.2	142,628,880	% 55.8	3,417,988	% 2.5	△ 2,217,893	% △ 1.6
特別会計		111,285,181	44.2	111,036,997	44.8	112,900,811	44.2	248,184	0.2	△ 1,615,630	△ 1.4
特別会計の内訳	国民健康保険特別会計	35,502,094	14.1	36,855,045	14.9	37,468,365	14.7	△ 1,352,951	△ 3.7	△ 1,966,271	△ 5.2
	介護保険特別会計	36,007,347	14.3	33,304,015	13.4	34,152,591	13.4	2,703,332	8.1	1,854,756	5.4
	後期高齢者医療特別会計	7,903,183	3.1	7,132,059	2.9	7,388,506	2.9	771,124	10.8	514,677	7.0
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	226,313	0.1	199,229	0.1	199,229	0.1	27,084	13.6	27,084	13.6
	財産区会計	4,538,801	1.8	4,577,051	1.8	4,673,359	1.8	△ 38,250	△ 0.8	△ 134,558	△ 2.9
	下水道等事業会計	13,761,792	5.5	13,649,730	5.5	13,655,531	5.3	112,062	0.8	106,261	0.8
	自動車運送事業会計	4,803,722	1.9	4,567,278	1.8	4,597,729	1.8	236,444	5.2	205,993	4.5
	水道事業会計	8,541,929	3.4	10,752,590	4.3	10,765,501	4.2	△ 2,210,661	△ 20.6	△ 2,223,572	△ 20.7
合計		(a) 251,696,168	100.0	(b) 248,029,996	100.0	(c) 255,529,691	100.0	3,666,172	1.5	△ 3,833,523	△ 1.5

※　端数処理については、表示単位未満で行っている。（以下同じ）

※　令和５年度現計予算額は、令和５年１２月議会議決後までの額である。（以下同じ）

２．一　般　会　計

（１）　歳　入　予　算　対　前　年　度　比　較　表

（単位　：　千円）

科目	令和６年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和５年度 ６月補正後予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 ６月補正後比較 (A)-(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 市税	50,789,286	36.2	51,801,131	37.8	51,801,131	36.3	△ 1,011,845	△ 2.0	△ 1,011,845	△ 2.0
2. 地方譲与税	655,813	0.5	644,620	0.5	644,620	0.5	11,193	1.7	11,193	1.7
3. 利子割交付金	50,000	0.0	50,000	0.0	50,000	0.0	0	0.0	0	0.0
4. 配当割交付金	306,000	0.2	306,000	0.2	306,000	0.2	0	0.0	0	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0	0	0.0
6. 地方消費税交付金	7,500,000	5.3	7,500,000	5.5	7,500,000	5.3	0	0.0	0	0.0
7. 法人事業税交付金	710,000	0.5	700,000	0.5	700,000	0.5	10,000	1.4	10,000	1.4
8. ゴルフ場利用税交付金	45,000	0.0	45,000	0.0	45,000	0.0	0	0.0	0	0.0
9. 環境性能割交付金	160,000	0.1	170,000	0.1	170,000	0.1	△ 10,000	△ 5.9	△ 10,000	△ 5.9
10. 地方特例交付金	1,852,200	1.3	370,000	0.3	374,311	0.3	1,482,200	400.6	1,477,889	394.8
11. 地方交付税	14,700,000	10.5	13,400,000	9.8	14,641,693	10.3	1,300,000	9.7	58,307	0.4
12. 交通安全対策特別交付金	34,000	0.0	40,000	0.0	40,000	0.0	△ 6,000	△ 15.0	△ 6,000	△ 15.0
13. 分担金及び負担金	920,493	0.7	1,095,881	0.8	1,095,881	0.8	△ 175,388	△ 16.0	△ 175,388	△ 16.0
14. 使用料及び手数料	2,326,164	1.7	2,221,310	1.6	2,221,310	1.6	104,854	4.7	104,854	4.7
15. 国庫支出金	33,453,579	23.8	33,912,634	24.8	37,540,954	26.3	△ 459,055	△ 1.4	△ 4,087,375	△ 10.9
16. 府支出金	12,690,454	9.0	12,198,871	8.9	12,383,462	8.7	491,583	4.0	306,992	2.5
17. 財産収入	230,376	0.2	209,518	0.2	211,939	0.1	20,858	10.0	18,437	8.7
18. 寄附金	862,361	0.6	868,544	0.6	901,294	0.6	△ 6,183	△ 0.7	△ 38,933	△ 4.3
19. 繰入金	5,122,413	3.6	4,832,137	3.5	4,493,110	3.2	290,276	6.0	629,303	14.0
20. 諸収入	3,272,748	2.3	3,554,953	2.6	4,230,953	3.0	△ 282,205	△ 7.9	△ 958,205	△ 22.6
21. 市債	4,530,100	3.2	2,872,400	2.1	2,045,000	1.4	1,657,700	57.7	2,485,100	121.5
「繰越金」	0	0.0	0	0.0	1,032,222	0.7	0	0.0	△ 1,032,222	皆減
歳入合計	(a) 140,410,987	100.0	(b) 136,992,999	100.0	(c) 142,628,880	100.0	3,417,988	2.5	△ 2,217,893	△ 1.6

（２）　歳　出　予　算　対　前　年　度　比　較　表　　（単位　：　千円）

科目	令和６年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和５年度 ６月補正後予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 ６月補正後比較 (A)-(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 議会費	663,199	0.5	675,605	0.5	675,601	0.5	△ 12,406	△ 1.8	△ 12,402	△ 1.8
2. 総務費	16,650,458	11.9	10,713,289	7.8	10,705,853	7.5	5,937,169	55.4	5,944,605	55.5
3. 民生費	73,735,468	52.5	71,485,271	52.2	74,873,227	52.5	2,250,197	3.1	△ 1,137,759	△ 1.5
4. 衛生費	11,195,631	8.0	15,611,591	11.4	15,567,616	10.9	△ 4,415,960	△ 28.3	△ 4,371,985	△ 28.1
5. 労働費	46,132	0.0	46,417	0.0	48,425	0.0	△ 285	△ 0.6	△ 2,293	△ 4.7
6. 農林水産業費	949,254	0.7	967,815	0.7	959,461	0.7	△ 18,561	△ 1.9	△ 10,207	△ 1.1
7. 商工費	1,182,240	0.8	3,047,097	2.2	5,054,577	3.5	△ 1,864,857	△ 61.2	△ 3,872,337	△ 76.6
8. 土木費	11,040,444	7.9	9,097,586	6.6	9,108,004	6.4	1,942,858	21.4	1,932,440	21.2
9. 消防費	4,358,601	3.1	3,746,584	2.7	3,726,124	2.6	612,017	16.3	632,477	17.0
10. 教育費	11,565,564	8.2	11,511,239	8.4	11,453,303	8.0	54,325	0.5	112,261	1.0
11. 公債費	6,912,051	4.9	7,951,874	5.8	7,799,341	5.5	△ 1,039,823	△ 13.1	△ 887,290	△ 11.4
12. 諸支出金	1,911,945	1.4	1,939,201	1.4	2,457,174	1.7	△ 27,256	△ 1.4	△ 545,229	△ 22.2
13. 予備費	200,000	0.1	199,430	0.1	200,174	0.1	570	0.3	△ 174	△ 0.1
歳出合計	(a) 140,410,987	100.0	(b) 136,992,999	100.0	(c) 142,628,880	100.0	3,417,988	2.5	△ 2,217,893	△ 1.6

＜引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障経費＞
【歳入】　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　4,520,000千円
【歳出】　（民生費）社会福祉費　11,718,764千円（うち一般財源　3,460,309千円）
　　（民生費）児童福祉費　15,624,180千円（うち一般財源　6,977,561千円）
　　（民生費）生活保護費　10,500,000千円（うち一般財源　2,641,510千円）
※各科目に計上した社会保障施策に要する経費（事務費及び人件費は除く）

＜入湯税の使途状況＞
【歳入】　入湯税　24,385千円
【歳出】　観光振興　115,101千円（うち一般財源　91,851千円）

＜都市計画税の使途状況＞
【歳入】　都市計画税　4,192,220千円
【歳出】　都市計画事業　3,294,230千円（うち一般財源等　2,681,530千円）
　　土地区画整理事業　140,514千円（うち一般財源等　69,936千円）
　　地方債償還　2,170,762千円（うち一般財源　2,170,762千円）

＜事業所税の使途状況＞
【歳入】　事業所税　1,151,688千円
【歳出】　徴税費　11,500千円（うち一般財源　10,900千円）
　　都市環境の整備　9,122,340千円（うち一般財源等　3,845,653千円）

（３） 歳 出 予 算 経 費 別 分 類 対 前 年 度 比 較 表

（単位 ： 千円）

科目	令和６年度 当初予算額 (A)	構成比 (A)/(a)	令和５年度 ６月補正後予算額 (B)	構成比 (B)/(b)	現計予算額 (C)	構成比 (C)/(c)	比較 ６月補正後比較 (A)−(B) (D)	増減率 (D)/(B)	現計比較 (A)−(C) (E)	増減率 (E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 消費的経費	104,508,769	74.4	104,973,010	76.6	110,280,323	77.3	△ 464,241	△ 0.4	△ 5,771,554	△ 5.2
人件費	23,577,016	16.8	22,295,154	16.3	22,144,212	15.5	1,281,862	5.7	1,432,804	6.5
物件費	20,764,070	14.8	23,532,132	17.2	23,832,575	16.7	△ 2,768,062	△ 11.8	△ 3,068,505	△ 12.9
維持補修費	1,694,153	1.2	1,894,197	1.4	1,894,197	1.3	△ 200,044	△ 10.6	△ 200,044	△ 10.6
扶助費	46,192,906	32.9	43,960,349	32.1	43,739,737	30.7	2,232,557	5.1	2,453,169	5.6
補助費等	12,280,624	8.7	13,291,178	9.7	18,669,602	13.1	△ 1,010,554	△ 7.6	△ 6,388,978	△ 34.2
2. 投資的経費	11,435,772	8.1	7,226,892	5.3	7,178,324	5.0	4,208,880	58.2	4,257,448	59.3
3. 公債費	6,912,051	4.9	7,951,874	5.8	7,799,341	5.5	△ 1,039,823	△ 13.1	△ 887,290	△ 11.4
4. 投資及び出資金・貸付金	303,955	0.2	314,392	0.2	314,392	0.2	△ 10,437	△ 3.3	△ 10,437	△ 3.3
5. 繰出金	15,357,847	10.9	14,572,050	10.6	14,583,002	10.2	785,797	5.4	774,845	5.3
6. 積立金	1,692,593	1.2	1,755,351	1.3	2,273,324	1.6	△ 62,758	△ 3.6	△ 580,731	△ 25.5
7. 予備費	200,000	0.1	199,430	0.1	200,174	0.1	570	0.3	△ 174	△ 0.1
歳出合計	(a) 140,410,987	100.0	(b) 136,992,999	100.0	(c) 142,628,880	100.0	3,417,988	2.5	△ 2,217,893	△ 1.6

別表　債務負担行為

一般会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
広報誌製作支援業務	令和　７年度	３，０００千円
大阪・関西万博関連事業	令和　６年度から 令和　７年度まで	２０，０００千円
芥川城跡等調査保存事業	令和　６年度から 令和　７年度まで	１３，７５８千円
芥川城跡整備事業	令和　６年度から 令和　７年度まで	４４，１００千円
納税通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	２２，０００千円
固定資産税・都市計画税評価用路線価付設事業	令和　７年度から 令和　８年度まで	３０，０００千円
戸籍振り仮名通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	１５，０００千円
（仮称）地域共生ステーション整備事業者選定アドバイザリー業務	令和　７年度	１２，０００千円
保育士等キャリアアップ研修事業	令和　７年度	１１，０００千円
保健所・保健センター空調設備等改修事業	令和　６年度から 令和　９年度まで	３８７，０００千円
空調設備等最適化支援業務	令和　７年度	７，３００千円
葬祭センター空調設備等改修事業	令和　６年度から 令和　９年度まで	１９０，０００千円
ごみ搬入に伴う監視等付帯業務	令和　７年度	４９，０００千円
焼却残灰等運搬業務	令和　７年度	３０，０００千円

交通に関する新たな計画策定業務	令和　７年度	７，１７２千円
教育ネットワーク再構築業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	５８０，０００千円
外国語指導助手派遣業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	４９，０００千円
公共用地先行取得事業	令和６年度から、高槻市が 用地買収を完了するまで	高槻市土地開発公社が高槻市からの先行取得依頼に基づき、先行取得額１，３５２，３６８千円を限度として、先行取得する用地取得費と事務費及び利子に相当する額
土地開発公社資金融通債務保証	令和　６年度	１，０００，０００千円
協同組合等資金融通損失補償	令和　６年度から 令和１６年度まで	金融機関が協同組合等に対し貸付を行ったことにより損失を生じたとき、契約の限度額を３００，０００千円の範囲内とする損失補償

国民健康保険特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	４０，０００千円

介護保険特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	１２，０００千円
介護認定訪問調査業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	５４，０００千円

後期高齢者医療特別会計

事　　項	期　　間	限　　度　　額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和　６年度から 令和　７年度まで	９，０００千円